

再製造単回使用医療機器基準の一部を改正する件

厚生労働省告示第二百六十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、再製造単回使用医療機器基準（平成二十九年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和三年八月一日から適用する。

令和三年七月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 出 後	改 出 前
<p>第 6 表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 直接の容器等の記載事項 (略) 再製造単回使用医療機器の注意事項等情報又は再製造単回 使用医療機器に添付する文書に、次に掲げる事項を記載しな ければならない。 ア～エ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 6 表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 直接の容器等の記載事項 (略) 再製造単回使用医療機器に添付する文書に、次に掲げる事 項を記載しなければならない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>3 (略)</p>